

NanoTerasu利用料の 減免制度のご案内

新技術の開発や自社の課題等の解決のためにナノテラスを活用したい中小企業の皆様向けに、ナノテラスを利用する際に活用いただける「利用料の減免制度」が創設されました。

本制度は、宮城県、一般財団法人光科学イノベーションセンター、仙台市、東経連ビジネスセンターが連携して実施するもので、簡易な手続きにより活用することができます。

ぜひ、減免制度を活用してナノテラスを活用してみませんか？

1 対象企業

- ①中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業主
- ②以下のいずれかに該当すること
 - ・仙台市NanoTerasuシェアリング2000（地場企業利用）制度によりナノテラスを利用
 - ・ものづくりフレンドリーバンク制度によりナノテラスを利用

詳細はこちら



2 減免額

- 宮城県内に本社を有する場合
19,950円/H
- 宮城県外に本社を有する場合
13,300円/H

4 申込方法・窓口

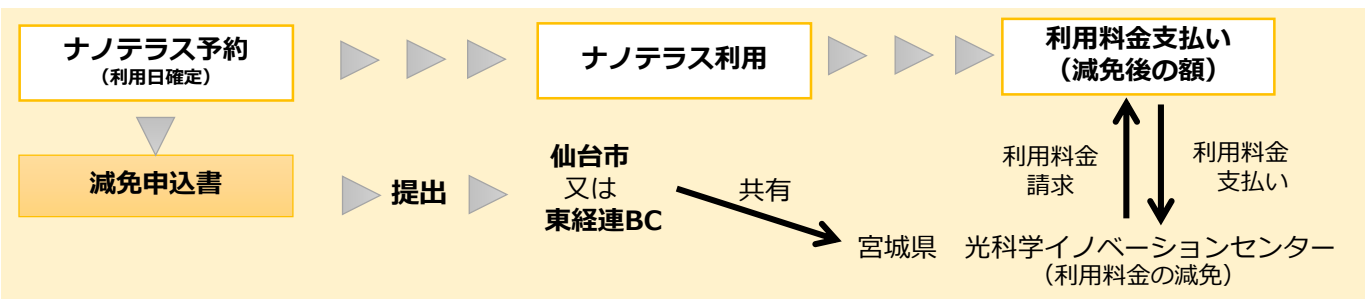
ナノテラスの利用日時が確定した後、
利用日の前日までに該当窓口へ
「利用料減免申込書」を提出してください。

利用区分	提出窓口
NanoTerasuシェアリング2000利用	仙台市経済局リサーチコンプレックス推進室
ものづくりフレンドリーバンク利用	東経連ビジネスセンター

3 利用期間

R6.4月からR7.2月まで

【ナノテラス利用料減免の流れ】



5 問い合わせ先

◆ナノテラス利用料の減免に関すること

宮城県 経済商工観光部 新産業振興課 TEL:022-211-2721 Email:shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

◆NanoTerasuシェアリング2000に関すること

仙台市 経済局 リサーチコンプレックス推進室 TEL:022-214-3154 E-mail:kei008070@city.sendai.jp

◆ものづくりフレンドリーバンク（MFB）に関すること

東経連ビジネスセンター TEL:022-397-9098 E-mail:mfb@tokeiren.or.jp

◆ナノテラス利用料金の請求に関すること

一般財団法人光科学イノベーションセンター TEL:022-752-2210 E-mail:coalition@phosic.or.jp